告示第266号

公示送達書

次の送達する書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない（外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和8年11月5日

阿見町長　　千　葉　　繁

氏名	送達する書類名	備考
大井　正利	阿見町後期高齢者医療に関する条例施行規則第５条第１項による書類	

備考　この掲示を開始した日から起算して７日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。